

業務量管理・健康確保措置実施計画

# 小野町教職員働き方改革 アクションプラン

(令和8年度～令和12年度)

(小中学校版)

～みんなで変わろう！変えよう！  
子どもたちの未来のために～

令和8年3月策定

小野町教育委員会

## 1 はじめに

### 【福島県教育委員会】

#### 《教職員の働き方改革の必要性》

福島県教育委員会では、第7次福島県総合教育計画を策定し、一方通行の授業を、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。学びの変革の実現のためには、複雑化・困難化した膨大な業務で教職員の健康が損なわれかねない状況や、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている「**学校の在り方**」もまた変革することが必要不可欠です。また、教職員が長時間の勤務によって、心身の健康に不安を感じながら、負担感や疲労感を抱えたまま授業等で指導をしなければならない状況は、教育の質を低下させ、子どもたちにも悪影響を及ぼすことになりかねません。

#### 《教育行政の本気度》

このような状況の中、令和5年8月29日には、文部科学大臣メッセージ「**子供たちのための学校の働き方改革。できることを直ちに、一緒に**」が公表されました。教育委員会も学校も、様々な課題を踏まえ、今からできることを直ちに進めなければなりません。そこで県教育委員会では、令和5年12月に、福島県義務育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（給特条例）に、教職員の時間外勤務時間の上限方針の実効性をさらに高めるため、条文を追加しました。さらに教職員の働き方を、覚悟を持って改革していくため、新たなプランの名称も含めて大きく見直しを行いました。

#### 《みんなで変わろう!変えよう!》

教職員の皆さん一人一人も、働き方を根本から見直し、福島県教育委員会と市町村教育委員会、さらには教職員と保護者や地域社会が連携して、教員が本来行うべき業務に集中することができるよう「**学校の在り方**」を変革し、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って健康に働くことができる環境を実現していかなければなりません。

子どもたちと教職員のWell-being（一人一人の多様な幸せ及び社会全体の幸せ）の実現のためにも、「**学びの変革**」と、「**教職員働き方改革アクションプラン**」による「**学校の在り方の変革**」を両輪として進めていきましょう。

## 《小野町教育委員会の取り組み》

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化が大きな社会問題となっています。

このような状況において**小野町教育委員会では**、これまでの文部科学省及び県教育委員会の「働き方改革」の推進に倣い、子どもたちが安心して学べる環境づくりや、保護者が信頼して子どもを預けられる環境作り推進のため（１）教職員の健康維持、（２）教職員が子どもとじっくりと向き合える時間の確保、（３）教職員自らが自己研鑽する時間の確保、の３つの視点が重要であると考え、取組を実施してきました。

令和８年２月、県教育委員会では、令和７年６月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、特例法。）」の一部改正に基づく県教育委員会の「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、新たに「教職員働き方改革アクションプラン」を改訂したことから、今回、その改定に伴い、「**小野町教職員働き方改革アクションプラン**」を策定することといたしました。

## ２ 本プランの目的

第７次福島県総合教育計画に定めた「学びの変革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とし、給特法第８条に基づく「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」として位置付けています。

### 【小野町】

児童生徒の健やかな成長と自己実現のためには、１）長時間勤務是正による教職員の心身の健康維持、２）子どもたちと向き合う時間の確保、３）積極的な自己研鑽の時間の確保等が求められます。質の高い教育活動を展開するためには、これらの改革を進めつつ、学校全体の「教育力」と「チーム力」を高めることが不可欠となります。この「働き方改革」の実現ために小野町教育委員会では、より良い労働環境の整備を進めるとともに、業務の適正化と時間外勤務時間の削減を行います。

—「同僚性」と「協働性」に基づく「チーム力」の涵養（育成）—

教職員が職場において、お互いに相談し・相談される、助ける・助けられる、励まし・励まされることができる共感的な人間関係（**同僚性**）を大切にします。また、専門を異にする教職員が共通の目的のために対話を行い、新たなものを生み出していく形（**協働性**）を大切にします。

### 3 本プランの目標

次頁以降の各取組テーマを実践することにより、以下の4つの目標を達成することで、**小野町立学校における全ての Well-being を叶える教職員の姿を実現**します。

- ◎ **仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。**
- ◎ **質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。**
- ◎ **全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にします。**  
(福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則)
- ◎ **児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。**

### 4 本プランの実施期間

**小野町**は、本プランでの取組の効果や、課題をしっかりと検証する必要があること、また、国において令和11年度までに時間外勤務時間を月平均30時間程度に削減するとの目標が示されたことから、**実施期間を4年間（令和8年度～令和11年度）**としました。

### 5 共通取組テーマ

県教育委員会及び連携団体は、各種事業等の趣旨や目的を踏まえ、各学校の過度な負担とならないよう、事業の精選や発展的解消に積極的に取り組みます。

主な取り組みについては、「6 市町村立学校取り組みテーマ」以降に記載のとおりです。

#### (1) チーム学校の構築

##### ア スクール・サポート・スタッフの配置・活用

学習プリントの印刷、学年・学級事務（会計補助、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフを町立学校へ配置の継続を目指すとともに、効果的な活用事例等を共有することにより、校種ごとの実態等も踏まえながら、教員が児童生徒の指導や教材研究・授業準備に注力できる体制の整備を推進します。

#### 【小野町】

スクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の負担軽減を図ります。

#### イ 専門スタッフ等との連携

県教育委員会は、専門スタッフとして、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を継続して配置し、全公立学校で活用できる体制を整えています。

各学校は、専門スタッフの他、事務職員等との連携を図り、業務を分担して対応できる体制を整備します。

##### 【小野町】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、サポートティーチャーを配置し、教職員の負担軽減を図ります。また、手厚い人数の特別支援員や専属のALT、小中兼務だが常勤のICT支援員、規模に応じた用務員も配置することで、よりきめ細かな支援体制を整えます。

さらに、令和8年度からは不登校対策として校内教育支援センター支援員を配置し、居場所づくりと学習支援、相談支援等を行い、万全な体制でサポートを行います。

#### ウ 入学に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応

県教育委員会では、保護者等からの過剰な苦情や不当な請求等に対応するため、「保護者や地域からの学校への要望等対応ハンドブック」を改訂します。

各学校が、対応に苦慮する状況になった場合は、県教育委員会の関係課等が支援するとともに、必要に応じて、当該保護者等への対応を直接行います。

また、学校におけるトラブルへの初期対応の相談、複雑化する学校現場の諸課題に対して、法務の専門的な指導助言等ができるスクールロイヤーの活用促進により、諸課題の重大化や深刻化の予防と教職員の負担軽減を図るなど、相談体制を充実させます。

##### 【小野町】

教育委員会を通して、町顧問弁護士と相談することが可能です。学校での対応・解決が困難な事象等が生じた場合は、速やかに相談体制を整えます。

## (2) 各学校の教育課程の見直し

第7次福島県総合教育計画で示された「学びの変革」を実現するため、児童生徒一人一人が課題を設定し、主体的に学ぶ機会を確保するとともに、教員が授業の準備や学習評価にかかる時間を十分に確保します。

その実現のため、全ての学校において、授業時数を点検した上で、義務教育段階においては、各学校は、原則、標準授業時数で教育課程を実施します。

##### 【小野町】

標準授業時数で教育課程を実施します。また、年度途中（学期末・学年末等）

において、計画された授業の完全実施の見通しが立つ場合は、時間割を変更し教職員の事務処理の時間を確保するなど、時間割の柔軟な編成を可能とします。

### (3) 業務分担の見直しによる負担の平準化

各学校は、複数担任制やチーム担任制などの活用により、学級担任の業務を適切に分担します。また、授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを精査した上で、授業負担の平準化を図ります。その際、初任者等の経験の浅い教職員に対しては適切に配慮します。

さらに、授業の持ち時間数以外についても、進路の個別指導や週休日の部活動指導の担当者の割振り、校内の清掃や巡回の職員間の輪番での実施など、積極的に業務の平準化を図ることで、正規の勤務時間内に業務が終わるよう、時間外勤務時間の削減及び平準化と休憩時間の確保や業務の持ち帰りがいない状態を目指します。

#### 【小野町】

非常勤講師等を活用することにより、学校の教育課程全体との整合性を図りながら、授業負担の平準化を図るとともに、困り感のある児童生徒への支援を手厚く行います。

### (4) 教育・校務のDX推進

ア 「ふくしまクラウドサービス（FCS）」の活用

県教育委員会は、全公立学校の児童生徒が高等学校卒業まで1つのアカウントでGoogle Workspaceを活用できる環境を構築したことから、「ふくしまクラウドサービス（FCS）」のさらなる活用により、校務の効率化や、児童生徒の教育データの蓄積・活用基盤を強化するなど、教育・公務のDX化を一層推進します。

また、各学校からの各種報告の様式についても、活用しやすいデータに変更し、点検集積の業務を削減します。

#### 【小野町】

生成AI（gemini, Canva AI）等の活用を通して、事務処理を効率化していきます。また、AI活用が教育の質を向上させ、児童生徒の学習成果を促進するような活動に結びつくよう、適切な活用方法を検討し学校に提示していきます。

イ 県立学校入学者選抜におけるWEB出願の導入

県教育委員会は、入学者選抜に係る業務を軽減するため、県立高等学校及び県立特別支援学校高等部への入学者選抜におけるWEB出願について、令和8年度入学者選抜から導入しています。

なお、県立中学校入学者選抜については、令和9年度入学者選抜から導入する予定です。

#### 【小野町】

入学者選抜に係る業務軽減のため、令和8年度よりWEB出願を導入していきます。

#### ウ 次世代の校務支援システム導入に向けた検討

県教育委員会は、県内すべての公立学校で同一の校務支援システムを導入することで、教職員の業務負担を軽減し、質の高い教育を実現するため、各教育長協議会、各校長会ともに検討協議会を設置し、次世代の校務支援システムのスムーズな移行を目指します。

#### 【小野町】

教職員の業務負担を軽減し、質の高い教育を実現するため次世代の校務支援システムのスムーズな移行を目指します。

#### エ 調査・報告・会議・研修等のオンライン化等による効率化

県教育委員会は、県教育委員会が行う、調査・報告、会議・研修等の精選や実施・提出方法のオンライン化に努めるとともに、必要に応じて、教育委員会規則等の改正を行います。調査等への回答にあたっては、原則電子メールによるデータ提出やWebフォームでの回答とし、FAXは使用しません。また、指定する場合を除き、鑑（送付文）を省略し、ペーパーレス化や学校の負担軽減に努めます。

県教育委員会と市町村教育委員会との間（学校間を含む。）の文書のやりとりについても、定めのある場合を除き、電子データによるやりとりを基本とします。

なお、電子メールでの照会にあたっては、次の5つのポイントを意識するよう努めます。

#### <照会メール5つのポイント>

ポイント1：照会内容に応じて送り先TOを精査し、CCなどの活用により、できるだけ経由先を減らしましょう。

ポイント2：回答期限や照会内容がひと目でわかるような件名にしましょう。

ポイント3：メール本文は照会文と重複するため内容は記載しないようにし、回答期限や補足事項のみ簡潔に記載しましょう。

ポイント4：メール本文の直下に署名を記載し、照会元の所属や連絡先がすぐわかるようにしましょう。

ポイント5：メール受信者が複数のファイルを1つ1つ開く手間を減らすために、複数の添付ファイルはできるだけ結合しましょう。

#### 【小野町】

町教育委員会と各学校の間の文書のやりとりについても、電子データによるや

りとりを基本としオンライン化に努め、ペーパーレス化等の推進を図ってまいります。

#### オ 発出文書・收受文書の処理の見直し

県教育委員会は、発出する文書について、次のような4つに分類します。市町村教育委員会及び市町村立学校長宛ての文書も同様に取扱います。

##### ①今までどおり送付するもの

(回答が必要なもの、必ず共有しなければならないもの等)

##### ②県教育委員会のFCSの共有フォルダでの共有にとどめるもの

(必要に応じて各所属で見れば十分であるもの)

※該当データに直接アクセスできるようにリンク先を必ずメールでお知らせします。

※該当データファイルは、PDFを結合する等、できるだけ少なくします。

##### ③校内のFCSの共有フォルダでの共有にとどめるもの

(必要に応じて各所属で見れば十分であるもの)

##### ④県教育委員会の判断で送付しないもの

(学校以外にも幅広く周知を依頼されている行事の案内など)

各学校は、收受する多様な文書等について、担当者に電子メールを転送する際に重要度や期限等を明示したり、共有フォルダでの共有にとどめたり、管理職の判断で周知しないなど、効率的なやりとりに努めます。

また、收受文書や印刷文書を最小限にとどめたり、2アップや画面印刷により、ペーパーレス化を進めます。

#### 【小野町】

各学校において担当者に電子メールを転送する際に重要度や期限等を明示したり、共有フォルダでの共有にとどめたりするなど、効率的なやり方に努めます。また、收受文書や印刷文書を最小限にとどめたり、2アップや画面印刷により、ペーパーレス化を進めたりします。

### (5) マネジメント体制の強化

#### ア 勤怠管理システム等による出退勤時間の管理

勤怠管理システム等を用いて、出退勤時間及び時間外勤務時間を客観的に把握するため、教職員一人一人の正確な打刻及び時間外勤務時間から除外する時間の申請の手続きを徹底します。

また、教職員自身が、自らの勤務時間に対する意識改革を図るとともに、管理職は、在校時間を厳正に評価・指導し、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進します。

県教育委員会は、県立学校について、勤怠管理システムによる出退勤時間を

活用した在校時間調査を行っており、年間及び上半期の結果については、県教育委員会内での情報を共有するとともに、労働安全衛生の面から、通知や会議において、出退勤時間及び時間外勤務時間の把握や長時間の時間外勤務時間の是正について、周知を継続します。

#### 【小野町】

教育委員会は、毎月の時間外勤務時間を把握し、厳正に評価・指導を行い、学校の「働き方改革」を支援していきます。

#### イ 平日の学校の開錠・施錠時刻の適切な設置と遵守

各学校は、勤務時間は8時15分から16時45分（休憩時間45分を含めて8時間30分 ※学校によって始業・終業時刻が異なる場合あり）に設定されていることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて、勤務開始時刻と勤務終了時刻と大きなが生じないよう、平日の学校解錠・施錠時刻について、勤務開始時刻前1時間、勤務終了時刻後2時間以内にするなど、学校ごとに適切な時刻を必ず設定します。

設定にあたっては、解錠時刻から施錠時刻までの時間は、教職員が業務に従事すべき時間、また管理職が教職員に従事させることができる時間として設定されるものではないことを教職員に理解させるとともに、児童生徒及び保護者にも年度始め等に周知して、理解と協力を求めます。

また、定められた解錠・施錠時刻を遵守するとともに、解錠・施錠は教頭のみが行う業務ではないことから、外部人材の活用等により、教頭の負担軽減を図ります。

#### 【小野町】

各学校の勤務時間は8時10分から16時40分までです。定められた解錠・施錠時刻を遵守するよう努めます。

#### ウ 児童生徒一斉下校日の設定と取組の徹底

各学校は、**原則として週に1日の児童生徒一斉下校日を定め**、児童生徒の自主学習時間やボランティア活動等、地域の活動に参加する時間やゆとりのある放課後の時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せや会議の時間を確保します。

#### 【小野町】

**小学校児童の一斉下校日を原則毎週金曜日、中学校生徒の一斉下校日を原則毎週水曜日**に設定します。

#### エ 夏季・冬季休業中における学校閉庁日の設定

各学校は、原則として、いわゆるお盆期間を含めた8/12～8/16の5日間（曜日によらず週休日も含めて）を学校閉庁日と定め、週休日の振替を優先的に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇等の計画的な取得促進を図ります。

なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）も含め、閉庁を徹底し、管理職も含めた教職員全員がしっかりと休める環境を実現します。

県立学校においては、時差出勤の活用や夏季休業中の在宅勤務等、柔軟な働き方に関する制度の活用を図ります。

#### 【小野町】

夏季休業中の学校閉庁日をお盆期間を含む一週間、冬季休業中の学校閉庁日を12月29日～1月3日と定め、原則として学校の開錠はせず、来訪者の対応や電話対応は行わず、全職員がしっかりと休める環境を実現します。

#### オ 年次有給休暇の取得の促進

年次有給休暇の計画的な取得により、教職員が仕事と私生活を両立できる環境の実現を図るため、管理職も含め、1年間で12日の年次有給休暇の取得を目指します。

#### 【小野町】

町立学校教職員は、1年間で12日以上の年次有給休暇の取得を目指します。

#### カ 週休日の振替の適切な運用

週休日の振替については、原則、後8週までに行う必要があります。

制度上、校務運営上の必要性等により、後8週を超えて後18週まで振替が可能ですが、特に、大会等の引率により土・日とも振替対象の勤務日となるときには、校務に支障がない場合、校長は、連続勤務を最小限とすることで教職員の心身の負担軽減を図るため、2日のうち1日は翌週（または前週）に週休日の振替を指定できるよう、学校の実態に応じて、配慮します。

#### 【小野町】

各学校の校長は教職員の心身の負担軽減を図るため、実態に応じた配慮をするよう努めます。

### (6) 持続可能な部活動運営

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や、連帯感の涵養、体力の向上等に資する教育活動です。しかし、大会やコンクール等で優秀な成績を収めることのみを重視した過度な練習は、本来の部活動の趣旨から大きくかけ離れ、生徒の多様な活動の制限にもつながります。

県教育委員会は、生徒と教職員の双方にとっての部活動の適正化を目指し、学校現場、連携団体及び競技団体等と協力し、今後の部活動の在り方や課題について、さらに検討を進めます。

そこで、次に掲げる取組により、生徒の自主性を育みながら、スポーツ・文化芸術活動に生涯にわたって関わっていく生徒を育てる、持続可能な部活動に改善を図ります。

## ア 休養日や練習時間の適切な管理

### ①休養日取得の徹底

○中学校 平日週1日及び土日いずれかを週1日以上

※中学校の特設の部活動を含みます（以下同じ）。

※小学校の特設活動も中学校の基準を準用します（以下同じ）。

平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとします。

土日に大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えます。

※長期休業中も、学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底します。

### ②練習時間上限の徹底

○ 平日の練習時間は、平日2時間、学校の休業日3時間とします。

○ 平日の大会、あるいは、土・日の大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けることを徹底します。また、教職員の健康・安全にも十分考慮し、特に、週休日の遠征・合宿・練習試合・合同練習会等については、週休日であることを踏まえて、校長が、実施の必要性とともに、期間・場所・内容等を十分精査します。

※**小学校の特設活動については、児童の発達段階を十分考慮し、学校が中・高の練習時間を参考に適切に設定します。**

### ③大会等への参加の見直し

県教育委員会は、競技団体及び芸術文化団体等に対し、教職員の働き方改革の観点からも、大会等の精選、スリム化や開催運営の見直しを図ることについて、知事部局の関係課等及び協議団体との協議を進めています。これを受けて、競技団体による大会の具体的な見直しに取り組んでいただい

ます。

また、中体連は、県大会を実施する種目の精選や大会の規模縮小を進め、高体連は、各競技の専門部ごとに、高体連が主催する大会の平日開催や県総合スポーツ大会と併せて実施することなど、大会運営も含めた教職員の負担軽減策を実施しています。

文化部も含め、県教育委員会では、週休日の振替の対象とならず、全てが時間外勤務時間となる各競技団体主催の大会の精選や参加の在り方が大きな課題ととらえられており、引き続き、関係団体との協議を進めます。

校長は、部活動の本来の目的（運動部についてはスポーツ医・科学的な観点含む。）児童生徒の健康・安全を第一に考え、大会等への参観の精選や教員間での引率業務等を分担します。

## イ 適切な学校部活動運営のための体制整備

### ①部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

各学校は、「学校部活動の在り方に関する方針」に基づいた部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開します。また、**校長は、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成・提出**させるとともに、**必ず、家庭に周知**します。

### ②部活動の設置数等の見直しと複数顧問制の拡大

各学校は、少子化に伴う生徒数の推移や活動の実態及び地域の実情等を踏まえ、計画的な部活動の設置数の精選や生徒の主体的な運営の推進など、校内規定等の見直しや活動の在り方についても検討します。また、1つの部活動に対する複数の顧問配置により、顧問間で部活動に係る指導を交替で行うことなど、指導に従事する時間を調整することを推進します。

### ③部活動指導員の配置（中学校）

県教育委員会は、各学校の教育計画に基づき、校長の監督を受けて、教職員の負担軽減を図るため、人選は競技団体等の協力も得ながら、単独で部活動の実技指導及び大会・コンクール・練習試合等の引率を行うことができる部活動指導員の配置に努めます。

## 【小野町】

### ◎部活動休養日及び練習時間の上限

部活動休養日 平日週1日（水曜日）、土日いずれかを週1日

部活動練習時間 平日2時間、学校の休業日3時間

※平日の休養日1日は生徒一斉下校日を利用して一斉に実施します。長期休業中は学期中と同様とし、加えて、お盆期間や年末年始などにまとまった休みを設けます。

また、お盆期間や年末年始上記期間中の部活動における大会参加や練習の

実施（校内及び校外）は、多くの医療機関の休診に伴い、緊急時の対応も困難であることから、原則として部活動休業日に充てることを徹底します。

### ◎部活動指導員

小野町では令和8年度から部活動指導員を配置（女子バレーボール部）しますが、今後も、他の部活動指導員の配置に努めます。また、複数の顧問配置による負担軽減を引き続き推進します。

### ◎部活動の地域展開（移行）に向けた取組み

小野町では部活動の「地域展開」について、教育委員会、中学校、地域の有識者等が連携し、「小野町地域部活動推進協議会」において持続可能な部活動の在り方について検討を進めます。令和7年度にモデルケースとして**地域部活動**を開始した柔道部（指導者：小野柔道会）を継続、拡充していくとともに、他の部活動においても段階的に地域に展開していきます。

## (7) 地域・保護者への理解の醸成

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教職員の働き方改革の考え方や取組を各校種のPTA連合会等と連携して保護者に伝えるとともに、教職員の働き方改革が急務であることや、学校への相談等に当たっては、教員の勤務時間等についても配慮をお願いするなど、地域の方々を含め、引き続き、丁寧に伝えていきます。

各学校は、PTA総会や学校評議員会及び学校運営協議会等の機会を捉え、教職員の働き方改革に関する取組について説明し、地域の方々や保護者とどのような対策が考えられるのかを対話を通して考え、地域や学校の実態に応じながら、学校の課題等への改善策等が本プラン（市町村立学校については各市町村教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画）に適合するものとなるよう、働き方改革に資する取組を進めます。

また、県教育委員会のホームページや公式note等での積極的な情報発信を通して、教職員の働き方改革に対する理解を醸成します。

## (8) 教頭の業務負担軽減

「教職員の勤務実態調査」結果から、「時間外勤務時間が月45時間を超える教員の割合」は、全ての校種で「教頭」の割合が高いことが明らかとなっています。

県教育委員会は、「5（1）ウ 相談体制の充実」、「5（5）イ 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守」及び「5（4）エ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化」、また、7（1）の市町村立学校への教頭マネジメント支援教員の配置など、教頭の長時間勤務の原因にもなっていると考えられる業務の見直しを着実に実施することにより、教頭の負担軽減

減を推進します。

また、本プランの取組の平日の学校解錠・施錠などの業務以外でも、学校現場の要として幅広い業務に従事している教頭が「当たり前に行っている業務」についても積極的な見直しを図ります。

#### 【小野町】

①平日の学校解錠時刻の適切な設定を行います。

平日学校解錠時刻 7：30

保護者からの電話連絡を7時30分以降にします。但し、「れんらくアプリ」を使った連絡は、その限りではありません。

「れんらくアプリ」を積極的に活用するよう保護者に促し、DX推進を進めます。

○解錠時刻 7:30

○施錠時刻 18:00

②平日の解錠・施錠者

○解錠する者…原則、学校管理職（教頭または校長）

（管理職4名が小・中連携の特性を活かし、負担軽減を進めます）

○施錠する者…最終退校者

夜間や早朝、土・日及び祝日に、児童・生徒に関することで関係機関（警察・救急・消防）に連絡する必要がある場合（勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時）は、保護者より警察・救急・消防等の関係機関まで直接連絡します。また、保護者から学校への連絡は、翌登校日か、保護者連絡用ツールにより行います。

## 6 健康及び福祉の確保に向けた取組

県教育委員会は、教職員一人一人が健康な状態で業務に集中できるよう、心身の健康と福祉の確保に向けた取組を、公立学校共済組合と連携して実施します。

### (1) 健康管理のための医師による面接指導

県教育委員会は、長時間労働と脳血管疾患・心疾患との関連性が高いことから、長時間勤務が80時間を超えるなど、長時間労働となっている県立学校の教職員に対して、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導の実施体制を整備し、勤務時間や勤務状況等を適切に把握の上、健康障害防止に必要な場合には医師による面接指導を実施します。

なお、全ての市町村立学校において、当該実施体制が整備されるよう各市町村に働きかけます。

### (2) 定期健康診断等の実施

県教育委員会は、全ての県立学校の教職員を対象として、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（人間ドック等を含む）を実施するとともに、精密検査対象となった場合は、対象者全員が精密検査を受けるよう努めます。

なお、詳細な健康状態の把握や疾病の早期発見につなげるため、公立学校共済組合の事業（県立学校・市町村立学校を対象）として人間ドック事業を実施し、積極的な利用を促します。

### **(3) 特定健康診査・特定保健指導の実施**

公立学校共済組合（医療保険者）は、県立学校及び市町村立学校の40歳以上75歳未満の教職員を対象として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施し、生活習慣病のリスクが高い者については、生活習慣の見直し等をサポートする特定保健指導を実施します。

### **(4) ストレスチェックの実施**

県教育委員会は、全ての県立学校の教職員を対象として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐとともに、実施後の集団分析結果を活用して職場環境の改善を推進します。

なお、高ストレス者に該当した者のうち、本人からの申し出があった場合は、医師による面接指導を実施し、必要な就業上の措置を講じることとします。さらに、全ての市町村立学校において、ストレスチェックが実施されるよう各市町村に働きかけます。

### **(5) 心身の健康相談対応窓口の設置**

県教育委員会は、県立学校及び市町村立学校の教職員を対象として、職場や健康等に関する悩みに対応するため教職員相談室を設置するとともに、心・体の健康に関する悩みや不安に対応するため医師や公認心理士等の専門家による多様な相談窓口を設置します。

このほか、管理職向け及び教職員向けメンタルヘルスセミナーや生活習慣改善のためのセミナーなど、健康を保持するために必要な知識の普及に努めます。

#### **【小野町】**

教職員の定期健康診断や人間ドック、ストレスチェックを行い、心身の健康管理に努めます。ストレスチェック後は集団分析結果を活用して職場環境の改善を推進するとともに、高ストレス者には医師による面談の機会を提供し、必要な措置を講じることとします。

## **7 市町村立学校向けの取組テーマ**

各市町村立学校は、各市町村教育委員会が策定する「業務量管理・健康確

保・措置実施計画」に基づき教職員の働き方改革に取り組むこととなります。以下、県教育委員会による市町村教育委員会及び市町村立学校に対する取組です。

### **(1) 教頭マネジメント支援教員の配置**

県教育委員会は、一部の学校に対して、校務運営の経験が豊富な管理職等を、教頭マネジメント支援教員として配置します。教頭が本来重きを置きたい業務にできるだけ注力できるよう、教頭の業務を支援する体制を強化するとともに、教頭の時間外勤務時間の減少を図ります。

### **(2) 中学校における休日の部活動の地域展開**

県教育委員会は、知事部局の関係課や市町村及び市町村教育委員会と連携して、子どもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を確保し、持続可能で多様な活動環境を整備するため、国の動きを踏まえながら、地域の実情に応じ、休日における部活動の地域展開の取組を推進します。

## **8 フォローアップ**

### **(1) 働き方と勤務の在り方変革事業による伴奏支援**

業務改善を進めるに当たっては、「自助・共助・公助」の視点が参考になります。「自助」は個人裁量、「共助」は学校裁量、「公助」は国・教育委員会裁量と位置づけられます。「共助」に当たる学校裁量による業務改善を推進します。

県教育委員会は、各学校の働き方改革推進委員会で、各学校の実態に応じた業務改善策を教職員が提案し、全教職員の共通理解のもと、できるものから実践できるよう支援します。

支援に当たっては、学校における業務改善の専門家が直接、希望する県立学校に個別に指導・助言する機会を設けるとともに、個別の指導・助言の成果を全公立学校に普及させるため、好事例等の情報共有に努めます。

各学校は県教育委員会が作成した『PBL型（Project Based Learning：自ら課題を見つけ出し、課題解決につなげる手法）の業務改善の手引き』、専門家による研修動画及び他校の好事例を活用します。

### **(2) 勤務実態調査等の実施・公表等**

県教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、市町村教育委員会と連携しながら、「教員の勤務実態調査」及び「教職員働き方改革アクションプラン取組状況調査」により、時間外勤務時間等の状況を把握するとともに、調査結果を公表します。

また、県教育委員会は、調査結果等を踏まえ、必要に応じて、市町村教育委

員会への指導助言を行います。

### **(3) 知事部局等との連携**

県教育委員会は、総合教育会議において、本プランの改定や実施状況について報告するなど、知事部局と緊密に連携しながら取組の実効性を高めます

また、本プランの改定や実施状況等については、県人事委員会とともに情報共有を図り、必要に応じて専門的な助言等を求めます。

## **9 おわりに**

### **<福島県教育委員会>**

教職員の時間外勤務時間については、改善が進んでいるものの、教頭や大会引率業務等の多い部活動顧問を担当する教員を中心に、依然として長時間勤務の教職員が多い状況です。持続可能な教育環境の構築に向けて、教職員はもとより、保護者や地域住民の方々など社会全体が一丸となって取り組む必要があります。それぞれの立場でできることは異なりますが、重要なことは共通理解のもと「みんなで」取り組むことです。「子どもたちの未来のために」も、福島県の教育環境がさらに良いものとなるよう、教職員、保護者、地域住民の総力を結集していかなければなりません。

これらの思いを共有するために、今までになかったサブタイトルを設けました。様々な機会において、このサブタイトルで共通理解を図り、教職員の働き方改革を一層推進していきたいと思えます。

関係の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### **【小野町】**

小野町の児童生徒の Well-being を高めるためには、教職員の Well-being を向上させることが不可欠であり、教職員一人一人に心のゆとりと創意工夫できる時間を確保することにより、児童生徒の成長を十分に実感できる教育活動を展開させることが大切です。そのためには、チーム学校として何でも語り合える環境を「職場の力」によってつくり上げることが求められます。小野町教育委員会は、教育の質の確保・向上に資することが期待できる職場環境を、教職員同士の信頼関係を基盤とした「職場の力」によって実現させることを目標とし、多忙化解消に向けた取り組みを着実に前進させてまいります。